

コロナ対応に関する基本的事項(変更)

国の衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」に沿い、沖縄県教育委員会と連携して次の様な対応をしております。

★ご家庭への連絡方法

1)オンラインアプリTeamsで生徒アカウント(主な手段)

お子様の個人端末を要確認)

※-1

内容に応じて、じんじんメール(加入を強く勧めます)やHP、担任からの電話連絡を併用しています。

※-2

新型コロナ感染症の強い感染力のため、連絡手段が限られますので、お子様とは頻繁にコミュニケーションを図り、学級閉鎖や出校停止期間等を日頃から確認してください。

また、保健所からの指示を学校へ連絡ください。

1. 風邪症状のある場合

次のいずれかの方法を行ってください。

①医療機関の受診を受け、再登校の許可も含めて指示に従ってください。

②下に連絡し指示を受けてください。

沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター
098-866-2129)

※風邪症状があるが、病院受診しない場合は次の2つを満たした場合に登校可能です。

1)解熱剤等の服用をせず、無症状であること

2)上の無症状が72時間以上継続していること

2. 感染者や濃厚接触者となった場合

医療機関や保健所からの指示に従い、療養し、再登校日の確認を行ってください。

3. 濃厚接触者と接触者の区別

濃厚接触者は保健所により特定されます。学校では特定できず、自宅療養等の解除は学校ではできません。保健所および沖縄県教育委員会からの解除連絡を受け再登校の連絡を行います。

※学校では感染者や濃厚接触者に特定された証明や行動制限の解除の証明はできません。

① 濃厚接触者

基本的指標：1)マスクなし 2)1m以内 3)15分以上の会話 但し個別判断の場合もあります。

出席停止期間・・・感染者との最終接触日の翌日から2週間 (★オミクロン株は7日間)

② 接触者

次の1)と2)を満たした場合、沖縄県教育委員会と協議の上、再登校になります。

(1月11日から当面の間：沖縄県通知)

1)出席停止・・・感染者との接触日の翌日から5日間

2)登校前午後に健康チェックし無症状であること (担任による確認)

4. PCR検査

感染者との接触があった場合に、濃厚接触者もしくは接触者の何れかに特定される場合があります。特定された場合に、感染したかどうかを判断し医療機関での受診をすすめる上で、PCR検査や抗原検査(主として病院等)が有効です。

PCR検査は次の2つがあり、受検の有無を選択する事ができます。

①学校PCR検査(沖縄県の学校・保育PCR検査支援チーム)

同意が必要です。

②自己検査

下記の検査センターや医療機関で個人で申し込み、検査を受ける方法です。

★接触者となった児童生徒等及び職員が、接触者検査を希望する場合は、本県が設置している下記の沖縄県接触者PCR検査センターへ個人で申し込み、受検することは可能です。

・沖縄県中部接触者PCR検査センター<https://okinawa-pcr-kensa.com/>
・沖縄県南部接触者PCR検査センター<http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>

コロナ感染症に関する国や沖縄県が発出している資料等も併せてご確認ください。
感染状況によって、行動制限の内容や期間が変更になる場合があります。